

申告時の注意事項

○申告納付期限について

事業年度終了日から **2 か月以内**です。

○電子申告について

エルタックスによる電子申告ができます。ぜひご利用ください。

○免税点の判定について

資産割・従業者割ともに、事業年度末日時点での合計床面積あるいは従業者数から、非課税床面積あるいは非課税従業者を引いた値で判定します。詳しくは簡易判定図をご覧ください。

○図面の提出について

非課税施設(※)、特例施設(※)、減免施設(※)、休止施設及び貸付施設がある場合には、**該当箇所**が示されている図面を**必ず添付してください**。なお、前年度と変更がない場合は省略できます。

※対象施設の詳細は、ホームページ上に掲載の事業所税の手引 P33~の別表をご参照ください。

○トイレの扱いについて

トイレは原則**業務用施設**とみなされます。

○更衣室の扱いについて

業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として扱います。

※制服の着用が**就業規則等で義務付けられている場合**は業務用施設となります。

○不申告等の措置について

正当な理由なく申告期限後に申告をした場合や、事実と相違した内容で申告をした場合には、不申告加算金及び過少申告加算金が課されることがあります。また、これが故意になされた場合には重加算金が課されます。

○減免の申請期限について

納期限前7日までに減免申請書、減免申請書添付書類及び履歴事項全部証明書(事業年度終了後に取得したもの)を提出してください(**必着**)。申請期限までに提出がない場合は減免が受けられません。

※審査のため、申告書も併せてご提出ください。

○事業所の新設・廃止について

①既存の事務所又は事業所(以下事業所等)と**別敷地**に事業所等を新設・廃止した場合
→**月割で計算**します。

※算定期間の月数は暦によって計算し、1か月に満たない端数が生じた場合は切り上げます。

※算定期間の**中途**において事業所等を新設した場合は**翌月から月数を計算**します。

例)事業年度が4月1日～3月31日の法人が5月1日に事業所等を新設(別敷地)した場合
算定期間の中途に新設しているため、翌月(6月)から月数を数えます。

よって、使用した期間は10か月となります。

※算定期間の**開始日**において事業所等を新設した場合は、**開始日に属する月**から計算します。

例)事業年度が4月1日～3月31日の法人が4月1日に事業所等を新設(別敷地)した場合
算定期間の開始日に新設しているため、使用した期間は12か月となります。

②既存の事業所等と**同一敷地**に事業所等を新設・廃止した場合

→月割での計算は行わず、**事業年度終了日の面積で課税**となります。

例)事業年度が4月1日～3月31日の法人が5月1日に事業所等を新設(同一敷地)した場合
同一敷地での新設のため、既存分に新設分を足した面積で12か月課税となります。

例)事業年度が4月1日～3月31日の法人が2月1日に事業所等を廃止(同一敷地)した場合
同一敷地での廃止のため、廃止分を差し引いた面積で12か月課税となります。

※事業所等を賃貸により新設した場合は、**一般的に賃貸借期間の開始日が新設日**となります。

○消防用設備等・特殊消防用設備等・防災用設備等の非課税について

対象となるのは、**特定防火対象物**(手引きP37の表1)に**設置される設備**(手引きP39の表2)に**限られます**。

避難通路は、**前橋市火災予防条例**(手引きP41の表3)に**規定されるものに限られます**。また、**通路すべてが非課税の該当とはなりません**のでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

問合せ先

前橋市役所 市民税課 法人市民税係

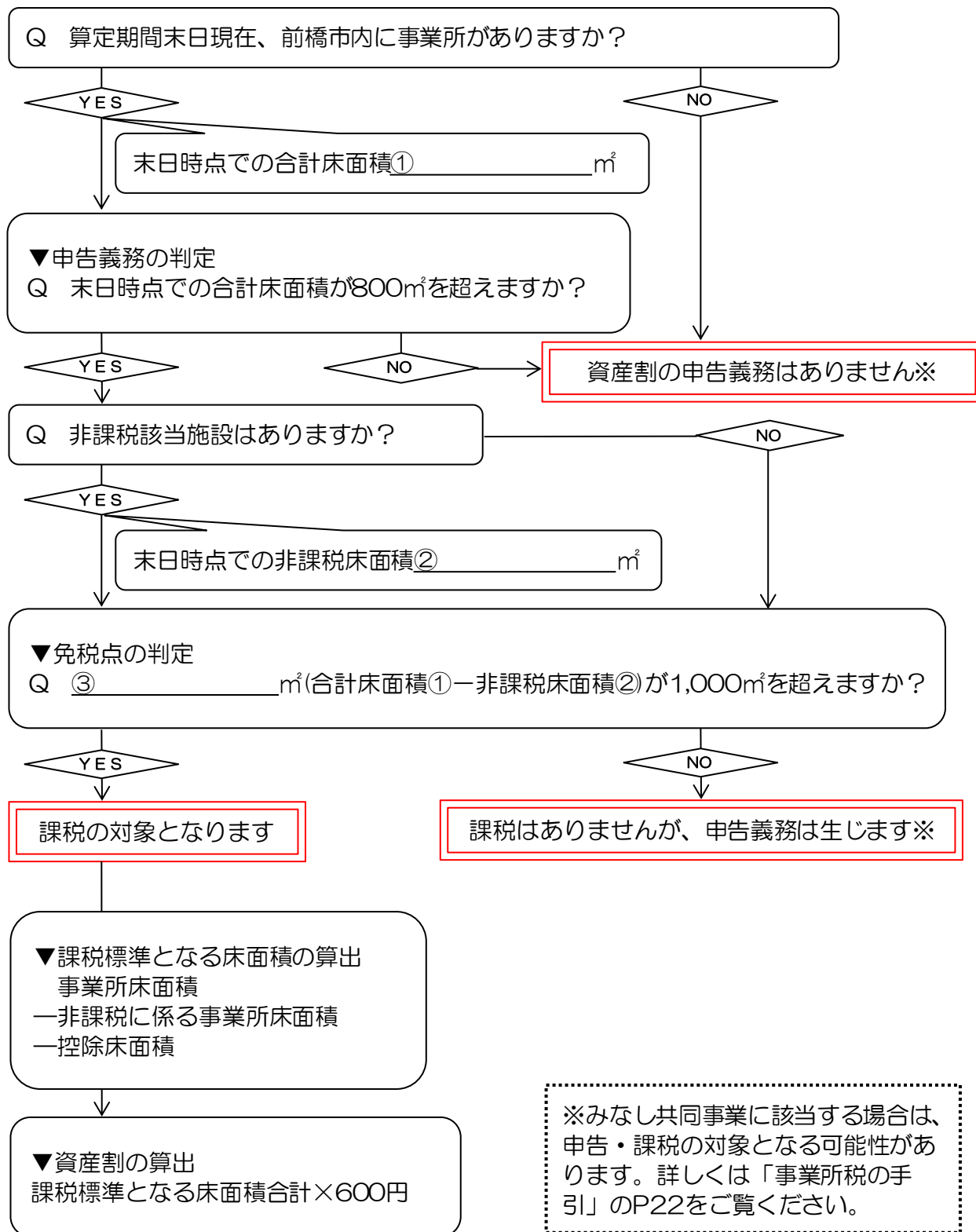
電話 027-898-5961(直通)

027-224-1111(代表)内線2961

FAX 027-224-1321

E-Mail siminzei@city.maebashi.gunma.jp(代表)

事業所税簡易判定図(資産割)



事業所税簡易判定図(従業者割)

